

第 8 条（約定返済額）

1. この取引に基づく当座貸越借入金は、前月 10 日（銀行休業日の場合は、翌営業日）から当月 10 日（銀行休業日の場合は、翌営業日）の前日までに、前月約定返済日（前月 10 日 銀行休業日の場合は、翌営業日）の最終貸越残高を基準として、次のとおり返済するものとします。なお、貸越残高は、返済日（毎月 10 日、銀行休業日の場合は、翌営業日）に前日までの利息が返済日前日の貸越残高に組み入れられます。

貸越残高	約定返済額
2 千円未満	貸越残高全額。ただし、前条（1）号に定める ATM 返済方式の場合で、貸越残高が 1 千円以上 2 千円未満の場合は、1 千円で返済した場合も約定返済があったものとして取り扱います。
2 千円以上 10 万円未満	2 千円
10 万円以上 20 万円未満	4 千円
20 万円以上	貸越残高が 10 万円増すごとに 2 千円を追加（例：20 万円以上 30 万円未満の場合 6 千円、30 万円以上 40 万円未満の場合 8 千円）

2. 前項の利息組み入れにより利用限度額を超える場合には、直ちに利用限度額を超える額を支払うものとします。

3. 貸越残高が 1 千円未満となった場合は、第 1 項は適用されませんので、返済方法が自動支払いの場合および特に当行が指定する場合を除き、残額は ATM または当行所定の方法により早めにご返済下さい。

第 9 条（随時返済）

1. 前条による定例返済のほか、借主は随時に任意の金額を返済することができるものとします。

2. 前項による随時返済は ATM または当行が認めた方法により行うこととします。

3. ATM 返済方式の場合、返済金額が約定返済の金額まで達するまでは、定例返済に充当されるものとし、約定返済額を超えて返済された場合に随時返済とみなします。

第 10 条（即時支払）

1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行の借主に対する通知、催告がなくても貸越元利金等の全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利金等を支払います。

(1) 借主が第 8 条の規定する返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

(2) 借主について支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき、あるいはこれらの申立予定であることを当行が知ったとき。

(3) 借主が手形交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(4) 借主の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

(5) 借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって当行に借主の所在が不明となり、当行から借主に宛てた通知が借主の届出の住所に到達しなくなったとき。